

各都道府県総務部長  
（人事担当課、市区町村担当課扱い）  
各都道府県企業管理者  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）  
各指定都市企業管理者  
各企業団企業長  
（都道府県・指定都市が加入するもの）

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

総務省自治財政局公営企業課長

職員団体及び労働組合の活動に係る職務専念義務の  
免除等について（通知）

地方公務員の職員団体及び労働組合の活動については「職員団体の活動に係る職務専念義務の免除等について」（平成18年1月18日付け総行公第6号公務員部長通知）及び「労働組合の活動に係る職務専念義務の免除等について」（平成18年1月24日付け総行公第9号公務員課長、総財公第8号公営企業課長通知）により、速やかな適正化を要請しているところです。

また、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例及び組合休暇の取扱いについては、昭和41年6月21日付け自治公第48号行政局長通知、昭和43年10月15日付け自治公一第35号行政局長通知、昭和43年10月17日付け自治公一第37号公務員第一課長通知により示しているところです。

しかしながら、今般取りまとめた「職員団体・労働組合に係る職務専念義務の免除等に関する調査結果」によると、一部の地方公共団体において、依然として、適法な交渉を行う場合に限られるべき勤務時間中の有給での活動、無給とすべき組合休暇等について、不適切な制度又は運用の事例が見受けられました。そのような地方公共団体におかれては、上記通知を踏まえ、速やかに適正化に取り組まれるようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村等に対しても、この旨を周知されるよう併せてお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

総 行 公 第 6 号  
平成18年1月18日

各都道府県知事  
各指定都市市長 } 殿

総務省自治行政局公務員部長

職員団体の活動に係る職務専念義務の  
免除等について（通知）

地方公務員は、勤務時間中には地方公務員法第35条の規定により職務専念義務が課せられ、職員団体の活動には原則として従事することができません。在籍専従の許可を受けた場合又は組合休暇（職務専念義務の免除）の制度によって、公務に支障のない範囲で承認を受けて職員団体の活動に従事する場合であっても、これらの期間は給与を支給することができません。

例外的に、地方公務員法第55条の2第6項の規定により条例（以下「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」という。）を定めた場合には、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動をすることができますが、この取扱は、昭和41年6月21日付け自治公第48号行政局長通知により「地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行なう場合」に限られるべきものであることを示しているところです。

しかしながら、今般取りまとめた「職員団体に係る職務専念義務の免除等に関する調査結果」によると、一部の地方公共団体において、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例、組合休暇等について不適切な制度又は運用が見受けられました。

各地方公共団体におかれては、これまでも健全な労使関係の形成に努めてこられたことと思いますが、特に下記事項に留意の上、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例、組合休暇等の制度又は運用について、速やかに適正化に取り組まれるようお願いします。

貴都道府県内の市区町村等に対しても、この旨を周知されるよう併せてお願いします。

なお、労働組合の活動に係る職務専念義務等の免除については、別途通知を发出することとしております。また、この通知を踏まえた対応等の状況について、平成18年度中に改めて調査を行う予定としておりますことを申し添えます。

記

- 1 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

調査結果においては、適法な交渉に限られるべき有給での活動を、条例の規定によって、適法な交渉以外にも認めている団体が見受けられたが、このような団体にあつては、速やかに制度の適正化を図られたいこと。

また、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の運用において、条例で定めた適法な交渉以外にも有給での活動を認めている団体が見受けられたが、このような団体にあつては、速やかに運用の適正化を図られたいこと。

## 2 組合休暇

組合休暇は、職員が登録職員団体の規約に定める正規の機関のうち、当該団体の運営のために不可欠な機関の構成員として、これらの業務に従事する場合等に認められるべきものであり、この取扱は、昭和43年10月15日付け自治公一第35号行政局長通知、昭和43年10月17日付け自治公一第37号公務員第一課長通知により示しているところである。

調査結果においては、上記取扱と異なる規定又は運用がある団体が見受けられたが、このような団体にあつては、速やかに適正化を図られたいこと。特に組合休暇を有給としている団体にあつては、速やかに適正化を図られたいこと。

また、上記事項は、組合休暇に相当する職務専念義務の免除の制度を定めている団体についても同様であること。

## 3 職務専念義務の免除の手続

地方公務員法第55条第8項の規定による適法な交渉に参加する場合であつても、職員が職務専念義務の免除を受けるには、権限を有する者の承認を得なければならないものである。

調査結果においては、職務専念義務の免除の手続について口頭により承認している団体又は手続そのものが行われていない団体が見受けられたところであり、このような団体にあつては、書面承認により適正に服務管理を行われたいこと。

各都道府県総務部長  
(人事課、市区町村担当課扱い)  
各都道府県企業管理者  
各指定都市総務局長  
(人事課扱い)  
各指定都市企業管理者  
各企業団企業長  
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

総務省自治財政局公営企業課長

労働組合の活動に係る職務専念義務の免除等について (通知)

地方公務員は、勤務時間中には地方公務員法第35条の規定により職務専念義務が課せられ、労働組合の活動には原則として従事することができません。在籍専従の許可を受けた場合又は組合休暇(職務専念義務の免除)の制度によって、公務に支障のない範囲で承認を受けて労働組合の活動に従事する場合であっても、これらの期間は給与を支給することができません。

例外的に、労働組合法第7条第3号ただし書に規定する協議又は交渉を行う場合には、給与を支給しても、同号の「経理上の援助」に当たらないものですが、今般取りまとめた「労働組合に係る職務専念義務の免除等に関する調査結果」によると、一部の地方公共団体において、同号ただし書に規定する協議又は交渉以外の活動について、有給で職務専念義務を免除している事例が見受けられました。

各地方公共団体におかれては、これまでも健全な労使関係の形成に努めてこられたことと思いますが、特に下記事項に留意の上、労働組合の活動に係る職務専念義務の免除等について、速やかに適正化に取り組まれるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村、企業団及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知されるよう併せてお願いいたします。また、この通知を踏まえた対応等の状況に

ついて、平成18年度中に改めて調査を行う予定としておりますことを申し添えます。

## 記

### 1 有給での労働組合の活動

勤務時間中に行われた労働組合のための活動については、原則として無給とすべきものであり、また、労働組合に係る組合休暇は無給とすべきものであることは昭和43年10月15日付け自治公一第35号行政局長通知においても示しているところである。

調査結果においては、労働組合法第7条第3号ただし書の規定による協議又は交渉を行う場合以外にも、有給での労働組合の活動を認めている団体が見受けられたが、このような団体にあつては、速やかに適正化を図られたいこと。

### 2 職務専念義務の免除の手続

労働組合法第7条第3号ただし書の規定による協議又は交渉に参加する場合であっても、職務専念義務の免除を受けるには、適正な手続を通じて権限を有する者の承認を得なければならないものである。

調査結果においては、職務専念義務の免除の手続について口頭により承認している団体又は手続そのものが行われていない団体が見受けられたが、このような団体にあつては、書面承認により適正に服務管理を行われたいこと。

### 3 給与支給の根拠

労働組合法第7条第3号ただし書の規定による協議又は交渉に参加する場合に職員に給与を支給するためには、条例に適切な根拠が必要となるものであり、給与支給の根拠に不備のある団体にあつては、速やかに必要な措置を講じられたいこと。

なお、地方公務員法第55条の2第6項の規定により定めた条例は、あくまで地方公務員法に基づく職員団体のための活動に係るものであり、労働組合のための活動には適用されないことに留意されたい。